Thornton's Manuscript Notes on Lord King's *Thoughts* and the Irish Exchange Controversy of the Early 19th-century

山 倉 和 紀 Kazunori Yamakura

目次

- 1 はじめに
- 2 キングとアイルランド為替問題
- (1) 1803年5月のキングの上院議会演説
- (2) 1804年3月のキングの上院議会演説
- (3) キング『考察』と政策論の特徴
- 3 アイルランド通貨委員会の政策提言
- (1) マンスフィールドおよびアーヴィングの証言と為替安定化の方法
- (2) 『アイルランド通貨報告』の為替安定化案
- 4 ソーントン『キング評注』とアイルランド為替問題
- (1) 『キング評注』の史料的価値
- (2) ソーントンの思考の軌跡
- 5 アイルランド為替問題と政策論の継承
- 6 おわりに

(要旨)

19世紀初頭のアイルランド為替をめぐる政策論議は、『アイルランド通貨報告』(1804年)として結実し、為替安定化にむけた実践的な政策論を形成した。本稿は、その為替安定化政策の形成過程の一端を、当時のブリテン議会の知的潮流に注目しながら明らかにする。キング、ソーントン、アイルランド通貨委員会には、「アイルランド銀行にイングランド銀行券での払い戻しを義務づける」という共通の政策提言が確認できるため、この3者の政策論史上の継承関係に焦点をあわせ、それぞれの政策内容の細部を照合する。アイルランド通貨委員会の実質的な責任者であったと推定されるソーントンは、同委員会の証人審問期間中に、キングの『考察』第2版に評注を加えており(『キング評注』)、これが上記の課題に接近しうる重要な史料となっている。『キング評注』におけるソーントンの断片的な記述には、キングとソーントンとの政策論史上の強い継承関係を確認できないが、『アイルランド通貨報告』の為替安定化案へと繋がる重要な論点が含まれている。先行研究は、アイルランド通貨委員会の理論的な分析に対して「ソーントンの見解を確実に反映するものであった」と推定してきたが、本稿の検証結果は、それが政策論にも当てはまることを裏づけている。

1 はじめに

1803年末から1804年初頭にかけて顕在化し た、ダブリン-ロンドン間の為替相場(ア イルランド為替)の急激な上昇は1). 当時ブ リテン議会内外で活発な議論を引き起こし た。この時期、イングランドとアイルランド は金本位制(固定為替相場制)から離れてい たため、当時の一連の政策論議は、この時代 固有のものであり, 為替安定化政策の萌芽的 展開を示すもの、といってよいであろう。ア イルランド為替をめぐる政策論議は、アイル ランドの銀行制限条例の延長法案を審議する 過程(上院および下院)において、また議会 の外側で現れたpublic pamphletsにおいて展 開された。下院特別調査委員会(アイルラン ド通貨委員会) の活動 (証人審問および報告 書の起草)は、そのなかでも、もっとも注目 すべきものである。けれども、当時アイルラ ンド通貨委員会が提出した『アイルランド通 貨報告』(1804年)も²⁾, またそのなかで勧 告された為替安定化案も、これまで注目され ることが少なく. その実践的な政策論の形成 過程の解明はほとんど未開拓である。かろう じて、フェターが当時の議会討議の動静とア イルランド通貨委員会の活動を分析している 程度である (Fetter, 1955)。 従来の研究でそ れが本格的に取り上げられてこなかったのは. いくつかの先行研究が指摘したとおり3).ア イルランド為替論争がその約6年後の「地金 論争の陰に隠れてきた」ため、その論争自体 が注目されなかったからである。また『アイ ルランド通貨報告』と『地金報告』の理論上 の類似性ばかりが強調されてきたためか、前 者に独自の政策論が存在することは顧みられ なかったのである⁴⁾。

本稿では、そうした研究状況を乗り越え、『アイルランド通貨報告』の為替安定化政策の形成過程の一端を、当時のブリテン議会の知的潮流に眼をむけながら明らかにしたい。

なかでもキング、ソーントン、アイルランド 通貨委員会のそれぞれの言説を取り上げ、そ の政策論史上の継承関係に注目したい。この 3者の関係に注目するのは、以下の理由によ る。

第1に、キングは、アイルランド為替の上 昇を是正する具体的方法――アイルランド銀 行にイングランド銀行券での払い戻しを義務 づけること――を、1803年5月の上院議会で 提案し、その直後に公刊した『イングランド 銀行とアイルランド銀行の正貨支払い制限の 影響に関する考察』(以下『考察』初版 (King, 1803) と略記) でも同趣旨の施策を提言して いるが、それがこの時代における為替安定化 政策の嚆矢と考えられることである。第2に、 キングとソーントンの繋がりはこれまで比較 的軽視されてきたが、ソーントンは下院議 会 (1804年2月13日) でキングと同趣旨の政 策に言及しており⁵⁾, また1804年4月頃のも のと推定されるソーントンのマニュスクリプ ト (キング『考察』第2版へ加えられた評注. 以下『キング評注』(Thornton, 1804) と略記) でも、キングの施策に一定の為替安定効果を 認めていることである。第3に、より実践的 な為替安定化の政策スキームは、そのソーン トンが実質的な責任者であったとされるアイ ルランド通貨委員会によって示されているこ とである。この3者には、大筋において共通 の政策論的な立場が認められるようにみえる。 つまり、キングの施策が表面的にはソーント ンに継受され、さらにそのソーントンが深く コミットしたアイルランド通貨委員会によっ て. より実践的な政策論にまで高められて いったようにみえるのである。これら3者の 政策論がどのような関係にあったのかを明ら かにし、その継承関係を検証することは、為 替安定化政策の形成過程に関する理解をより 立体的なものにするであろう。

ところで、ソーントンの『キング評注』は、 復刻版『紙券信用論』(Thornton, 1939 [1802]) の付録として刊行されてから一定の時間が経 渦しており、決して新資料とはいえないが、 それを(とくにアイルランド為替に関する部 分を)本格的に取り上げた先行研究は、管見 のかぎりでは皆無に近い⁶⁾。しかし前述のと おり、ソーントンがこの時期(1804年4月頃). アイルランド通貨委員会の中心メンバーとし て為替問題の処方策の提示に心血を注ぎ、『ア イルランド通貨報告』の起草にも強い影響力 をもっていたこと、さらにアイルランド通貨 委員会の意思決定過程の記録(当時の会議録) が残されていないこと、などを考えれば、『キ ング評注』は、同委員会による政策形成の過 程(の背景)を示す有力な史料ということに なる。本稿の特徴のひとつは、この『キング 評注』を手掛かりに、上記の課題の解明を試 みていることである。

以下,本稿の構成を示す。2節では、キングの上院議会演説(計4回)と『考察』を取り上げ、キングの施策が比較的単純かつ実践性を欠くものであったことを明らかにする。3節では、アイルランド通貨委員会の政策スキームであったことが確認される。4節では、『キング評注』におけるソーントンの思考の軌跡をたどりながら、彼の政策論の特徴を明らかにする。5節では、キング、ソーントン、アイルランド通貨委員会の政策論史上の継承関係が整理される。そして6節で本稿の検証結果を要約し、アイルランド通貨委員会の政策論は表記を要約し、アイルランド通貨委員会の政策論が、ソーントンの見解を反映するものであった可能性が高いことを示す。

2 キングとアイルランド為替問題

イングランドとアイルランドの銀行制限条例は、両国の合同前の1797年に、それぞれの議会で時限立法として成立した⁷⁾。1801年の合同後もそれらの条例は一体化されず、両勅許銀行の制限条例は、ブリテン議会で別々の

条例として取り扱わなければならなかった。 しかし、イングランドとアイルランドの制限 条例はほぼ同様の内容をもち、条例の有効期 限も同様であったため、延長法案の審議もほ ぼ同時期に行われることとなった。制限条例 は戦況を考慮して幾度も更新されることにな るが、キングは1803年2月22日の上院議会で、 イングランド銀行の制限条例およびその延長 を非難する演説を行った8)。制限条例が過剰 な銀行券発行を誘発したために減価が生じた. という理由からである。同年5月3日.これ と同じ理由から、キングはアイルランド銀行 の制限条例の延長法案にも反対する。キング は、政府によって提案された延長法案に対し て「アイルランド銀行にイングランド銀行券 での払い戻しを義務づける付帯条項」を追加 するよう迫ったが、その修正案は退けられて いる⁹⁾。この時の討議が、ブリテン議会で取 り上げられた最初のアイルランド為替問題で あろう10)。後にフェターが述べたように、「戦 時期の銀行の拡張政策に対する。もっとも 忌憚なき批判は、キング卿から始まった」11) のである。なお、アイルランド為替問題をめ ぐるキングの演説(上院議会)は、1803年5 月(2回)と1804年3月(2回)の合計4回 におよぶ。この1803年と1804年の上院議会討 議の間に、下院議会でもこの問題をめぐって 議論は白熱し、アイルランド通貨委員会が任 命されることになる(表1)。

以下では、キングの上院議会での発言および批判者との応酬から、彼が提案した施策の特徴を明らかにしてみよう。

(1) 1803年5月のキングの上院議会演説

キングの主張は、およそ次のようなものであった。銀行制限条例の成立以降、正貨支払いの義務から免れたアイルランド銀行は、発券(貸出し)について自由な裁量権をもち、私益追求のための発券を拡大させた結果、銀行券減価とアイルランドに不利な為替相場を

表 1 アイルランド為替問題に関連するブリテン議会討議の推移

下院議会	上院議会	議題	主たる発言者
	1803年5月3日	Irish Bank Restriction Bill	Lord King
		アイルランド銀行の制限条	Earl of Limerick
		例の延長法案	
	1803年5月5日	Irish Bank Restriction Bill	Lord King
			The Marquis of Sligo
1803年12月6日		Irish Bank Restriction Bill	Lord Archibald Hamilton
			Mr. Corry
.804年2月13日		Irish Bank Restriction Bill	Mr. Corry
			Lord Archibald Hamilton
			Lord Henry Petty
			Mr. Vansittart
			Mr. Foster
			Mr. Henry Thornton
			Lord Castlereagh
			Mr. Johnson
			Lord Dunlo
			Mr. Alexander
.804年2月20日		Irish Bank Restriction Bill	Mr. Corry
			Lord Archibald Hamilton
			Mr. Curwen
			Sir John Newport
			Mr. Foster
.804年2月29日		Irish Salaries	Lord Archibald Hamilton
,		アイルランド大蔵省高官の	Mr. Corry
		為替平価での俸給受領問題	
.804年3月2日		Irish Salaries	Lord Archibald Hamilton
			Mr. Corry
			Lord Folkstone
.804年3月2日		Irish Exchange and Currency	Mr. Foster
		アイルランド通貨委員会の	Mr. Brogden
		任命	Mr. George Ponsonby
		,	Mr. Corry
			Lord Henry Petty
			Lord Castlereagh
			Mr. Dick
			Sir John Newport
			Lord Archibald Hamilton
			Mr. Alexander
			Mr. Fox

	1804年3月5日	Irish Bank Restriction Bill	Lord King
		※キングによるスコットラ	Earl of Limerick
		ンド銀行の事例への断片的	Lord Grenville
		叙述あり	Lord Hawkesbury
			Earl of Carnarvon
			Lord Auckland
			Lord Carysfort
	1804年3月6日	Irish Bank Restriction Bill	Lord Auckland
			Lord Hawkesbury
			Lord King
			Lord Carleton
			Earl Darnley
1804年4月12日		Irish Coin	Mr. Corry
		小額鋳貨の不足問題	Mr. John Latouche
1804年4月12日		Payment of Irish Civil	Lord Archibald Hamilton
		Officers at Par (Irish	Lord Castlereagh
		Salaries)	Lord Folkstone
			Mr. Fox
			Mr. John Latouche
			Dr. Laurence
			Lord Henry Petty
			Mr. Francis
			Mr. Henry Thornton
			Mr. Barham
			Mr. Foster
			Mr. Ormsby
			Sir Laurence Parsons
			Mr. T. Grenville
			Sir John Newport
			大蔵大臣〔Mr. Corry〕
			法務総監〔Standish
			O'Grady]

⁽注) ここでは、アイルランドの通貨および為替問題に関する討議だけに限定した。したがって、アイルランド銀行の制限条例の延長法案の審議とほぼ同時期、あるいはやや先行して行われたイングランド銀行のそれについては、すべて割愛した。また、形式的で異議なく可決された動議や、本稿の議論にとって比較的重要性が低いもの、たとえばアイルランド銀行の発券量の報告書を上程することだけを動議したものなどは、いずれも割愛した。

⁽出所) Hansard's Parliamentary Debates [First Series], Vol.1, Vol.2, およびCobbett's Annual Register, Vol.3をもとに筆者作成。

引き起こした。しかるに、その原因はアイルランド銀行による過剰発行なのだから、それを阻止するための施策が講じられなければならない。アイルランド銀行の発券を抑制する方策として、アイルランド銀行にイングランド銀行券での払い戻しを義務づけることが有効である、これがキングの主張であった¹²⁾。なお、キングが正貨支払いの再開を主張せずに上記の施策を提案したのは、イングランドの制限条例が継続するなかで、アイルランド銀行だけが正貨支払いを再開するのは事実上不可能であると考えたからである。

しかしながら、このようなキングの演説(5月3日および5月5日)は、上院ではまったく賛同を得ることができず、孤立無援の状態であった。キングの提案への批判は、リムリック伯(Earl of Limerick)およびスライゴウ候(The Marquis of Sligo [John Denis Browne])によって展開されている。それぞれの内容を確認しておこう。

まずリムリックの批判から。彼は、5月3 日のキングの演説後, アイルランド銀行理 事たちを擁護する立場から反論を展開する¹³⁾。 リムリックはまず1796年末からの反乱を引き 合いに出し、アイルランド銀行の貸出しがそ うした暴動を挫く一助となったことを指摘す る (暴動制圧のための金融支援)。アイルラ ンド銀行券の発券増加はその結果であり、ま たアイルランドに不利な為替相場も. この暴 動に起因するものであると主張したのである。 暴動が不在地主への送金を増加させるなど. イングランドへの資金流出を引き起こし、そ れが為替上昇の原因である、というのである14)。 その叙述が断片的なため、暴動とそれらとの 因果関係は曖昧であるけれども、要するにリ ムリックの反論は、第1に、発券増加は政治 的諸要因とも結びついたものであり、アイル ランド銀行理事たちが私益追求のために行っ たものではないこと、第2に、アイルランド に不利な為替相場は、アイルランドの対外送

金残高が逆調だったために生じた、ということであった。この第2の反論は、後に『アイルランド通貨報告』のなかで反証される、いわゆる実質為替論の立場からのものである。

5月5日に、ふたたびアイルランド銀行の 制限条例の延長が審議されたさい、 キングが 実質為替と名目為替の相違を強調したのは、 リムリックの反論が銀行券減価と為替相場と の関係――いわゆる名目為替論――を正しく 理解していないと考えたからであろう¹⁵⁾。こ こにいう名目為替論とは、不換銀行券の過剰 が為替相場を名目的に上昇させたとするもの であり. 為替変動の原因を貨幣的要因に求め るものである¹⁶⁾。キングは、この名目為替論 の立場から、アイルランド通貨がひどく減価 したことが不利な為替相場の原因である. と 力説したのである¹⁷⁾。このように、リムリッ クとの応酬は、キングの政策それ自体をめ ぐってのものではなく. 為替変動の原因の理 解に関わるものであった。

それに対して、スライゴウの批判は、キン グの提案した具体的な政策に関するものであ る。スライゴウの反対演説(5月5日)は. キングの施策の実現可能性をめぐる論点を浮 き彫りにした18)。それは為替安定資金の入手 とその影響に関する課題を示唆するもので あった。スライゴウはこう述べている。「〔ア イルランド〕銀行にギニー貨でその負債を支 払わせることと、ギニー貨で購入しなければ ならない他国〔イングランド〕の銀行券で支 払わせることの違いが何かについて、閣下〔キ ング〕はおそらく理解されていない」¹⁹⁾ 「そ れは〔キングの提案は〕正貨をすべてアイル ランドから流出させ、アイルランド銀行を最 悪の状況に追いやるだろう」²⁰⁾. したがって 「アイルランド銀行の制限を延長する法案に. その原則とはまったく相容れない、いかなる 付帯条項も追加してよいとは思えない」21)と。 つまりスライゴウの批判は、 キングの施策を 実施した場合、アイルランド銀行は払い戻し

に備えて一定量のイングランド銀行券を保有 する必要があるが、その入手に関する困難を キングが考慮していない、というのであった。 アイルランド銀行はその準備金(イングラン ド銀行券)を正貨(金)でイングランド銀行 から入手せざるをえないのだから、 結果的に アイルランドからイングランドへ金流出が生 じるだろう.というのである。「これは彼〔キ ング〕が考えなかったことであろう | ²²⁾ と 議事録が伝えているように、キングはこの批 判に十分な回答を用意していなかったように 思われる。というのも、これについてのキン グの見解は.「アイルランド銀行が必要とす るイングランド銀行券の準備は、 商取引同様、 為替手形で入手できる」²³⁾というだけであっ て、議会での発言をみるかぎり、そのことの もつ意味が十分検討されたものではなかった からである。これに対してスライゴウは「貨 幣問題を議論することの難しさは, 正貨を他 の商業の物品と同じようには考えられないこ とから生ずる」24) として、キングの再反論 を退けている。

スライゴウとキングとの応酬は、こうして キングの施策の実践上の問題点を大きく露呈 させることとなったが、この時点で、キング はこうした批判に有効な反論ができなかった のである。

(2) 1804年3月のキングの上院議会演説

ふたたび上院議会でアイルランド為替問題が取り上げられたのは、アイルランド銀行の支払制限の延長法案が討議された1804年3月5日および3月6日である。すでにこの数日前に、アイルランド為替問題の原因調査と対策の検討は、下院特別委員会(アイルランド通貨委員会)に付託されていたが²⁵⁾、上院ではキングは約10か月前とほぼ同様の修正動議を出した。この3月5日のキングの主張は以前のそれの再述であったが、若干の相違点もある。それは、①為替安定化の先例としてス

コットランドとイングランドの関係に言及したこと、さらに3月6日の討議では、前日の(したがって前年からの)修正法案の主張を取り下げ、②アイルランド銀行の発券に具体的な数量規制の適用を提案したことである。それぞれみておこう。

まず①について。キングは、スコットラン ド銀行がイングランド銀行券での払い戻しを 義務づけられており、そのために同行の銀行 券は割引かれていないこと(イングランド銀 行券に対して減価していないこと)を指摘し. アイルランド銀行も同じ状況に置かれるべ きとの見解を示した²⁶⁾。ただしキングは、ス コットランド銀行がイングランド銀行券での 払い戻しに備えて、どのように準備金を管理 していたかについてはいっさい言及していな い。したがって、アイルランド銀行の準備金の 入手についての主張にも進展がみられない²⁷⁾。 そこには、後にアイルランド通貨委員会が取 り上げた。スコットランドの諸勅許銀行によ る為替安定化の具体的方法も、また為替安定 資金としてのロンドン・バランスの設置に関 する提案も見出すことはできない。 つまり, キングの議論は、スコットランドの事例に言 及しているとはいえ、アイルランド通貨委員 会の政策論(後述)を先取りしたものではな かったのである。

つぎに②発券の数量規制について。1804年3月5日の討議では、キングの主張は前年とまったく変化がなかった。同様に、それに対する他の議員の反応も前回と変わらなかったため、キングは自身の修正法案が賛同を得難いと判断し、翌日(6日)の演説ではその内容を変更した。それまで彼が一貫して主張してきた「アイルランド銀行券とイングランド銀行券の交換義務化」という付帯条項の追加を断念し、代りにアイルランド銀行の発券量に具体的な数値目標を設けるよう主張したのである²⁸⁾。

これについて、3月6日の議事録は次のよ

うに伝えている。「彼〔キング〕は、アイル ランド銀行による紙幣発行を制限する条項の 挿入を提案した。その条項は、最近集計され た、昨年11月25日の紙幣発行量を上限とする というものである。これは、過剰発行の余地 すら与えるであろう。実のところ、それは 290万ポンド以上であったし、1802年の額よ りも30万ポンド多いものであった。| ²⁹⁾ この ように議事録は、それによる過剰発行の抑制 効果に疑問を表明しているが、その具体的数 値がどうであれ、こうした規制はキングの本 来の立場とは異なるものであった。なぜな ら、かねてよりキングは「同じ国においてさ え. 商取引に必要とされる流通手段の量は非 常に変動しやすく、また違う期間でも大きく 異なる | 30) と考えていたし、「アイルランド の現状が必要とする推定流通手段量を根拠と して、いかなる〔数量〕制限を設けることも 非常に難しい」³¹⁾ ことを認めていたからで ある。数量規制に対するこのキングの認識は. 演説直後の『考察』第2版でもそのまま継承 されている320。したがって、発券の数量規制 というキングの新提案は、彼の本意ではなく、 反対者たちの譲歩を期待してのものだったと いってよいであろう。上院議会では、キング の当初の提案はまったく受け入れられず、こ れからも受け入れられる可能性が低いとの判 断から、おそらくこうした相当の妥協がなさ れたのだと思われる。つまり、この日のキン グの新提案は、周到に用意されたものではな くアドホックなものであった。

しかしながら、政策提言の変更理由がどうであれ、キングにとって目的は不変であり、新提案はそれを実現する手法の変更であったことに注目すべきであろう。キングの意図は、アイルランド銀行券の過剰発行を抑えるという一点においては変わるところがなかったからである。アイルランドに不利な為替相場はアイルランド通貨の減価が引き起こした結果なのだから、その減価の根本原因を除去する

ことが、キングにとって何よりも重要だった のだと思われる³³⁾。

(3) キング『考察』と政策論の特徴

このように、キングの上院議会での合計4 回におよぶ政策提言は、いずれもまったく 替同を得ることができなかった。キングは. 1803年5月の演説直後に『イングランド銀行 とアイルランド銀行の正貨支払い制限に関す る考察』(『考察』 初版: King, 1803) を, そ して1804年3月の演説後には、タイトルを改 変した増補版『銀行制限の影響に関する考察』 (『考察』 第2版: King. 1804) を、それぞれ 公刊している³⁴⁾。このパンフレットは、議会 でのキングの主張を反映させたものであり. 断片的にならざるをえなかった演説内容が各 所で補足されている。初版と第2版の相違点 は³⁵⁾, 新事実 (統計やスコットランドの事例) による内容の補強、議会討議での批判への再 反論、構成変更(脚注の本文への組み込み) などであるが、 論旨は一貫している。

この『考察』第2版を利用しながら、キングの施策の特徴を再整理することは、それが議会演説以上に整然とした論理展開を示しているという点でも、またソーントン『キング評注』との対照(後述)という点でも、有意義であろう。『考察』第2版での、アイルランド為替に関するキングの政策論を摘記すると、次のようになる。

- (1) アイルランド銀行券の減価を阻止する処 方策として、同銀行券を減価の程度の相対 的に少ないイングランド銀行券と交換可能 にすることが有効である。これにより、い まや同一国となった両地域に共通通貨が確 立される。
- (2) アイルランド銀行がイングランド銀行券 での払い戻しに備えて必要とされる準備金 は、商取引と同様に為替手形で入手する。
- (3) 急激な通貨収縮を避けるため、(1)の実施には十分な時間をかける必要性がある。

表2 キングの為替安定化に関する政策提言の変化

	政策内容(制限条 例への付帯条項の 追加)	為替安定資金(イン グランド銀行券)の 調達方法	スコットランドの 勅許銀行の事例	その他
①上院議会討議 1803年5月3日	アイルランド銀行券 とイングランド銀行 券の交換義務化	言及なし	言及なし	同左付帯条項は,条 例可決後 6 か月間は 実施されない
②上院議会討議 1803年5月5日	同上	為替手形にて入手	言及なし	_
『考察』初版 1803 年 5 月 20 日 付(はしがき)	同上	言及なし	言及なし	アイルランド銀行券 の縮小は漸次的かつ 十分な時間をかける
③上院議会討議 1804年3月5日	同上	為替手形にて入手	言及あり	_
④上院議会討議 1804年3月6日	アイルランド銀行券 の発行に上限設定	_	言及なし	_
『考察』第2版 1804年3月20日 付(はしがき)	アイルランド銀行券 とイングランド銀行 券の交換義務化	為替手形にて入手	言及あり	為替平価に落ち着く まで、アイルランド 銀行に毎月一定量の 銀行券を収縮させる

(出所) Cobbett's Annual Register, Vol.3, Hansard's Parliamentary Debates [First Series], Vol.1, およびKing(1803, 1804)より筆者作成。

(4) イングランド銀行とアイルランド銀行の 合併案には反対であり、(1)の施策で十分な 効果が得られる。

以上から明らかとなるのは、キングの当時の 政策論がおよそ次のような特徴をもっていた ことである。第1に、キングの計4回におよ ぶ議会演説のなかには、前項でふれたように、 アドホックな譲歩(数量規制への変更)があっ たものの、銀行券減価(とそれゆえの為替上 昇)の根本原因の除去を目的としているという 点で、キングの意図は不変であったという ことである(表2)。キングは、銀行券減価 とアイルランドに不利な為替相場を引き起こ した根本原因を除去するための、きわめてシ ンプルな方法を考えていた。兌換再開(制限 条例の廃止)が非現実的であると考えたキン グは³⁶⁾、相対的に減価の程度の少ないイング ランド銀行券とアイルランド銀行券の交換義 務化を提案し、これにより、銀行券の過剰発行が防止されると考えたのである。ただしそれは、アイルランド通貨と為替相場に現れた減価現象の発生因を根絶することだけしか考えられておらず、比較的単純な政策論ということになる。

第2に、そのような単純な政策提言であったことの裏返しとして、その施策の実施に付随するさまざまな問題が十分に考慮されていなかった、という点である。キングが、その実施に関して唯一考慮したことは、上記(3)の急激な通貨収縮を回避することだけである。1803年5月3日の議会演説では、アイルランド銀行に対するイングランド銀行券での払い戻し義務化は、修正法案可決後6か月をまって開始されるべきと提案されていたが、キングはその後これを撤回して、さらなる検討が必要との慎重な姿勢をみせている。さらに『考

察』第2版では、為替が平価に落ち着くまでアイルランド銀行に毎月一定の発券量を収縮させるべきとの主張がなされているが³⁷⁾、具体的な収縮量は述べられていない。ともかくキングには、急激な通貨収縮を回避するという、いわゆるソフトランディングについての考慮があったものの、政策実施の要件――準備金(為替安定資金)の入手問題――について、有効な解答が用意されていなかったことは、指摘されるべきであろう。

第3に、「アイルランド銀行がロンドン宛 て為替(イングランド・ポンド建て)を振出 す」という施策が、キングには確認できない ことである。ダブリンで振出されるロンドン 宛て為替手形はアイルランド通貨で買われる ため、これは、アイルランド銀行券とイング ランド銀行券の交換義務化と同様の効果をも つ。ソーントンやアイルランド通貨委員会の 政策提言(後述)には、この施策がともに含 まれているが、キングがこれを検討した事実 は確認できないのである。つまり、キングは 単一の施策しか提言していない。この点も、 キングと他2者との相違として指摘されるべ きである。

以上をまとめると、キングの施策は、ただ「減価の根治」「根本原因の除去」を目指しただけの政策論であって、言い換えれば、その施策は単純明快ではあるけれども、それゆえに実践性を欠く、いまだ政策の原型にとどまるものであった、ということである。だからキングには、アイルランド通貨委員会がその勧告案で示したような、為替相場を管理・統制するための実践的かつ包括的な制度設計が志向されていない。後にアイルランド通貨委員会によって勧告された政策スキームとはかなり性格の異なるものであったのである。

次節では、アイルランド通貨委員会による 実践的な政策論を取り上げ、キングのそれと の異同を明らかにする。

3 アイルランド通貨委員会の政策提言

(1) マンスフィールドおよびアーヴィング の証言と為替安定化の方法

アイルランド為替問題の処方策をめぐる新 たな展開は、1804年2月以降の下院議会での 討議であった。ある政治的問題とも絡んで議 論は白熱し³⁸⁾. アイルランド通貨委員会の任 命は不可避となった³⁹⁾。3月2日以降. 為替 問題の本格的な検討は同委員会に委ねられ. より具体的かつ実践的な為替安定化政策が. 同委員会による証人審問や各種統計資料を踏 まえた検討を通じて形成されていったのであ る。アイルランド通貨委員会の任命にいたる 経緯、下院議会の動静については別稿で取り 上げたとおりであるが400、その議会討議のな かに、 為替安定化の具体的方法について踏み 込んだ発言は確認できない。下院議会でキン グと同趣旨の施策に言及したソーントンも. その施策だけを積極的に主張したわけではな く、さらなる調査によっていくつかの処方策 が見出されると述べるにとどまった⁴¹⁾。した がって、より実践的な創案は、アイルランド 通貨委員会の活動のなかで形成されたと考え るべきであり、また報告書の起草に先立つ証 人審問の情報が参考にされた、としなければ ならないであろう。

これについて注目すべきことは、『アイルランド通貨報告』において為替安定化の制度的基準として言及されたスコットランドの事例は、いつ、だれによって(はじめて)取り上げられたものであったのか⁴²⁾。マンスフィールド(James Mansfield: エジンバラの銀行家)は、これについて1804年3月8日と3月19日の計2回、アイルランド通貨委員会に審問されており⁴³⁾、その両日とも、同委員会に示唆的な情報を与えた。彼によって紹介されたのは、1770年代以降、スコットランドの諸勅許銀行がロンドン・バランスを設け、為替

安定化を成功させたという事例である。マン スフィールドによれば、いわゆる七年戦争の 終結後、ロンドン-エジンバラ間の為替相場 が後者に5~6パーセント不利な状況であっ たが、1770年代に入ると、スコットランドの 2つの勅許銀行がイングランド銀行などに資 金を預け、ロンドン宛て為替を量~1パー セントで振出し. 為替相場を漸次低下させて いった、というのである⁴⁴⁾。この証言の含意 は. ①ロンドン宛て為替手形を誘導したい相 場(価格)で振出す(売り出す)ことによっ て. 市場相場を操作することが可能だという こと、またそれを実施するためには、②ロン ドンでの支払いに備えてイングランド銀行に 預金 (ロンドン・バランス) を設ける必要が あること、これである。このような新たな為 替安定化の方法が示され、為替安定資金の設 置の必要性が示唆されたのである。

そして、この②についての重要証言が、さ らにアーヴィング (John Irving: ロンドン商 人) によって与えられる。アーヴィングは、 マンスフィールドの2回目の審問の翌日か ら召喚され. 2 日間にわたり証言を行った⁴⁵⁾。 アーヴィングは、アイルランド銀行の為替安 定資金の確保に関して、イングランド銀行券 に換金可能な、たとえばイングランドの政府 証券を保有することや46)、アイルランド大蔵 省のロンドン・バランスの利用を示唆してい る47)。アーヴィングの証言は、マンスフィー ルドのそれとともに『アイルランド通貨報告』 で取り上げられており48)、その内容は以前の 議会討議では未知のものであったという意味 で、証人審問の大きな収穫のひとつであった。 すでに議会討議でも、スコットランド銀行が イングランド銀行券で払い戻しを行っていた ことだけは言及されていたが⁴⁹⁾, 上記①と② を具体的かつ詳細に説明できるものは存在し なかったからである。したがって、この両者 の証言は、アイルランド通貨委員会にとって、 きわめて重要性の高いものであったといえよ

う。

(2) 『アイルランド通貨報告』の為替安定 化案

『アイルランド通貨報告』のなかで勧告さ れた為替安定化案の詳細は、すでに別稿で明 らかにしたので⁵⁰⁾. その概略を示しておこう (表3)。アイルランド銀行は、為替安定資金 としてロンドン・バランスを設け、それをも とに①アイルランド国内のみならずイングラ ンドにおいても同行銀行券を要求があり次第 イングランド銀行券で払い戻し、また②ロン ドン宛て為替手形(イングランド・ポンド建 て)をアイルランド銀行券と引き換えに振出 す。このとき同行が誘導したい為替相場の水 準にてイングランド通貨とアイルランド通貨 を交換する。したがってこの①②は、為替相 場に直接的な作用をもたらす。同時に、もし アイルランド銀行が貸出し(発券)を拡大し て減価を招くようなことがあれば、払い戻し 請求が起こるため、アイルランド銀行の貸出 しには一定の規律が与えられることになる。 それに加えて、アイルランド通貨の減価を是 正するには、アイルランド銀行だけでなく個 人銀行などの発券も抑えなければならない。 当時. 個人銀行券の流通量はアイルランド銀 行券のそれに匹敵するほどであったと考えら れていたからである⁵¹⁾。したがって、アイル ランド銀行が過剰な発券を抑制するとともに. 個人銀行券や代用貨幣の発行を抑制する法整 備も同時にすすめる――これら一連の施策が、 アイルランド通貨委員会が提示した為替安定 化のプランである。

なお、為替安定資金の確保と維持については、次のように勧告されている。(a) アイルランド銀行の余剰正貨等をイングランド銀行に置くこと (ロンドン・バランスの設定)、また (b) アイルランド大蔵省のロンドン・バランスを為替安定資金として積極的に利用しつつ、その管理運営の権限をアイルランド

表3 アイルランド通貨委員会の為替安定化案(1804年6月)

政策の種類規制の対象	為替管理の直接的方法	為替安定資金の管理方法	過剰発行の抑制 (銀行券減価を是正)
アイルランド銀行	①アイルランド銀行券をイ	(影響)	アイルランド銀行の貸出し
	ングランド銀行券で払戻す	(影響)	の規律づけ
	②ロンドン宛て為替手形	(a)アイルランド銀行の余剰	
	(イングランド・ポンド建	正貨等をイングランド銀行	
	て)をアイルランド銀行券	に置く(ロンドン・バランス	
	と引き換えに振出す	の設定)	
アイルランド銀行		(b)アイルランド銀行がアイ	
アイルランド大蔵省		ルランド大蔵省のロンドン・	
		バランスを為替安定資金とし	
		て利用	
		(c)アイルランド銀行への国	
		庫手形発行権の条件付き移	
		譲(ロンドン・バランス強化	
		の場合のみ)	
個人銀行・地方銀行			個人銀行・地方銀行の発券抑
その他発券業者			制
			代用貨幣の漸次的減少

(出所) ICEC [Irish Currency/Exchange Committee] (1804), Reportより筆者作成。

銀行に与えること、さらに(c)ロンドン・バランスを強化する場合に限定して、アイルランド銀行に国庫手形発行権を与えること、である。この(a)~(c)は、上記①②の実施の可否を左右する条件でもある。つまり為替安定資金が維持できなければ、持続的な為替安定は望めないであろう。そのため、『アイルランド通貨報告』では、前述のマンスフィールドとアーヴィングの証言を引きながら、(a)~(c)の重要性と実現可能性が強調されているのである 52 。

アイルランド通貨委員会の勧告案の特徴は、次の3点にあるように思われる。第1に、為替安定化の方法として、上記①②をアイルランド銀行に義務づけようとしたことである。このうち①は、議会討議の比較的早い段階でキングが提案したものであった。第2に、アイルランド銀行が、①②を継続的に実行するためのロンドン・バランスの入手および管理

について、はじめて詳細かつ具体的な方法が 提示されたことである。その具体的方法が議 会討議で取り上げられたことはなく、また同 報告書提出以前のpublic pamphletsにおいて もほとんど確認できない⁵³⁾。アイルランド通 貨委員会がアーヴィングの証言などを検討し. 為替安定資金の確保について相当踏み込んだ 提言を行ったといってよいであろう。ここに いたって、キングの実践性を欠く施策は大き く乗り越えられることになったのである。第 3に、個人銀行・地方銀行は①②のような規 制を受けないが、それらの発券(代用貨幣を 含む)を抑制する法整備を勧告したことであ る。したがってその勧告案は、アイルランド 銀行券だけでなくアイルランド通貨を構成す るすべての流通手段を考慮している点で、キ ングの施策に比べても, はるかに包括的な政 策パッケージだったといえよう。

このような包括的な政策論がどのような背

景のもとで形成されたのか。次節ではソーントンの『キング評注』を手掛かりに検討して みよう。

4 ソーントン『キング評注』とアイルランド為替問題

(1) 『キング評注』の史料的価値

ハイエクが復刻したソーントン『紙券信用論』(Thornton, 1939 [1802])には、オリジナルのテキストに加えて新たに3つの付録が収載されている。そのうちの1つが、キング『考察』第2版(King, 1804)に加えられたソーントンの評注(Thornton, 1804)である 54 。この『キング評注』が書かれた時期は、1804年4月と推定されている 55 。一方、キング『考察』第2版の正確な刊行時期は不明だが、その「はしがき」には1804年3月20日の日付があり、おそらくソーントンは同書第2版の刊行直後から読みすすめていたことになる。

『キング評注』は、アイルランド為替問題の政策論史的な理解にとって、次のような理由から重要である。第1に、『考察』第2版にはキングが上院議会で主張した施策――アイルランド銀行券とイングランド銀行券の交換義務化――が詳述されており、ソーントンだけが下院議会でそれと同趣旨の発言を行っていたことである560。上院では孤立無援であったキングの政策提言について、その賛同者による評注であることが注目されてよい。『キング評注』は、キングの政策論がどのようにソーントンへ継受されたのか、あるいはされなかったのか、を判断しうる材料となるであろう。

第2に、キングの施策はアイルランド通貨 委員会の、より実践的かつ包括的な政策論に も確認できるが、その委員会を主導し、かつ 報告書の起草にも強い影響を与えたのがソー ントンであったことである。先行研究では、 アイルランド通貨委員会の活動において証人審問の質疑の周到な計画から報告書起草にいたるまで、ソーントンが実質的な責任者ともいえるほどの影響力をもっていたと推定されている⁵⁷⁾。したがって『キング評注』は、ただソーントンの思索の痕跡というだけにとどまらず、アイルランド通貨委員会の活動に重大な影響を与えた人物のそれである、とみなすべきであろう。

第3に、ソーントンによるこのマニュスク リプトの史料的価値は、アイルランド通貨委 員会の意思決定過程を示す具体的資料が存在 しないことによって高められていることであ る。ブリテン議会(本会議)の討議内容は議 事録として残されているが、議会が任命した 特別調査委員会は原則秘密会であり58, 当時 の会議録は確認できない。したがって、アイ ルランド通貨委員会が為替安定化のベスト・ プラクティスをどのように形成していったの かは、わからない。ソーントンが『キング評 注』を書いたと推定される1804年4月は、同 委員会の証人審問の真っただ中であり、『評 注』が同委員会の実質的な責任者であったと されるソーントンのものであることを重視す れば、それは上記の資料上の限界を多少なり とも補完するものと認められてよいであろう。

(2) ソーントンの思考の軌跡

ソーントンがキング『考察』第2版に加えた評注は、50か所ある(3か所は脚注部分)。そのうち、アイルランド通貨および為替問題を扱っている部分⁵⁹⁾ にかぎっても、断片的な短い記述を含め8か所に評注が残されているが⁶⁰⁾、とくに為替安定化の施策に関するものは3か所確認できる(表4)。それらは、およそ以下の3点を示唆している。(1)ソーントンは、①アイルランド銀行に対するイングランド銀行券での払い戻し義務化と、②アイルランド銀行によるロンドン宛て為替の振出しを、為替安定化にとって有効な方法と考え

表4 為替安定化に関する『キング評注』と『考察』第2版との対応

ソーントン『キング評注』	キング『考察』第2版	ページおよび行			
Thornton (1804)	King (1804)	() 内は評注			
(i) [アイルランド銀行が] 一定の為替 [相	(i) このたび議会で提出された法案は, \underline{r}	p.73, line 13			
場〕でロンドン宛て手形を与えなければな	イルランド銀行が、要求があり次第イング	(p.319)			
らないとする義務, あるいは, すべてのダ	<u>ランド銀行券で支払う義務</u> であった。この				
ブリンの銀行がそのロンドン宛て手形を与	種の規制は,アイルランド〔銀行〕理事た				
えるという自主協定は、まさにその目的に	ちに同行の銀行券発行を抑制させるととも				
適うものであろうし, おそらく, わずかな	に、アイルランド通貨に比べはるかに減価				
障害しか伴わない処方策となろう。	していないと思われるイングランド通貨の				
	基準を同行の銀行券にもたらす必要性を課				
	すだろう。				
(ii) その提案された計画が, アイルランド	(ii) その規制のすべての影響は、過剰なア	p.77, line 12			
におけるイングランド銀行券の流通を大き	イルランド銀行券量を抑制し、その価値を	(p.319)			
くは広めないかもしれないが、アイルラン	ブリテン通貨のそれに引き上げるはずであ				
ドの諸銀行にイングランド銀行券の一定量	る。そして少なくとも、誤解されていたよ				
を保有する必要性をもたらすであろう。	うな, <u>イングランドの紙券流通をアイルラ</u>				
	<u>ンドへと広めることはない</u> 。				
(iii) このアイルランド銀行紙幣だけの制	(iii) アイルランド銀行に要求があり次第	p.79, line 15			
限が提案された効果をもつかどうかは、	イングランド銀行券で支払わせるという条	(p.320)			
検討に値する。アイルランド銀行紙幣の消	項は,アイルランドの正貨支払い停止条例				
失によって生じた空隙は、その国民的銀行	の更新に関する 1803 年の上院委員会にお				
の完全なる競合者と思われるダブリンの個	いて動議された。アイルランド銀行券の縮				
人銀行の、比例的な発券増加によって埋め	小が漸次的で、できるだけ少しの不都合し				
られることはないかもしれない。これは難	か伴わないようにするために、同条項の実				
題である。よりずっと確実な処方策は、ダ	施は、条例可決後6か月間は開始されない				
ブリンの諸銀行すべてに,彼らの紙幣に対	旨,提案された。しかし,アイルランド銀				
して確定日〔払い〕のロンドン宛て手形を	行券の過剰量や必要とされる多大なる縮減				
与えるよう強制するか、もしくは何らかの	量の, さらなる検討については, 今回が十				
方法でそうさせることであろう。すべての	分なものであるのか,また <u>もっと長い時間</u>				
ダブリンの銀行が(エジンバラの諸銀行と	が与えられるべきかどうかは、不明である。				
同様に) ロンドン宛て為替を与えるべきか,	(その処方策が施行されるならば) 為替が				
あるいはダブリンの個人銀行がただアイル	平価に落ち着くまで,アイルランド銀行に				
ランド銀行券だけを与え続け, アイルラン	毎月一定の〔紙券〕量を縮小させる規制は,				
ド銀行だけがロンドン宛て為替を与えるべ	おそらくもっとも現実的な一時的方策とな				
きかは、実際のところ、迷うところである。	ろう。それは同行理事たちの裁量の余地を				

⁽注) 傍点は原著イタリック体を、アンダーライン部は、ソーントン『キング評注』に示されたキング『考察』第2版の対応部分をそれぞれ表す。表中では、文脈を考慮してその前後も掲載してある。[]内は引用者が補ったものである。

⁽出所) King (1804) およびThornton (1804) より筆者作成。

ていたこと、また、そのためには(2)アイルランド(の)銀行が一定のイングランド銀行券を準備として保有する必要がある、と考えていたこと、しかし同時に(3)ソーントンが、このような政策・規制の対象範囲について逡巡しており、結論を留保していることである。この(3)は、(1)と(2)をアイルランド銀行だけに課すべきか、それともダブリンの個人銀行にも課すべきか、という規制の範囲の問題であり、またアイルランド銀行の他の諸銀行に対する統制力の問題でもある。それぞれ検討を加えてみよう。

まず(1)について。①アイルランド銀行券と イングランド銀行券の交換の義務化は、キン グが1803年5月の上院議会での演説以来主張 してきた施策であり、これは当時、上院議 会では他の議員からまったく賛同が得られ ず、否決されたものであった。1804年3月5 日の上院議会でも、キングは同趣旨の演説を 行ったが状況は変わらず、翌日3月6日の討 議で、キングはその主張を取り下げて発券数 量規制を新提案したことも, すでにみたとお りである。ソーントンは、1804年2月13日の 下院議会で、キング同様①を有効な処方策と して取り上げている。もっともソーントンの 場合、キングのようにその施策を(修正法案 として)動議することはなく、さらなる調査 の必要性を述べるにとどまり、慎重な態度で あった⁶¹⁾。『キング評注』の特徴は、ソーン トンがこの①に加えて、②アイルランド銀行 によるロンドン宛て為替の振出しを、為替安 定化にとって効果的だと考えている点である (表4(i))。つまり、①についてはキングとソー ントンは同じ立場であり、②についてはソー ントンだけにみられる施策であることが確認 できる。

つぎに(2)について。すでに繰り返し述べてきたように、(1)の施策(①②)を実施する場合、アイルランド銀行は払い戻しに備えて一定のイングランド銀行券の準備が必要とな

り、この点をソーントンは明確に指摘してい る (表4(ii))。ここで注目すべきことが2つ ある。1つは、ソーントンはこの準備金(為 替安定資金) の必要性を説いてはいるもの の、その入手方法に言及していないことであ る。前述のとおり、この為替安定資金の設置 に関する重要証言はアーヴィングによって与 えられており、その審問日は3月20日と21日 であった⁶²⁾。これは、ソーントンが『キング 評注』を書いていた時期と重なっていた可能 性があるけれども、『キング評注』からそれ を確認することはできない。もう1つは、キ ングの当該部分の文脈では(1)の施策は「アイ ルランド銀行 |だけを対象としているが、ソー ントンのマニュスクリプトには「アイルラン ドの諸銀行」と記されており63, 施策の対象 が不明確である。つまりアイルランドのすべ ての銀行に、イングランド銀行券での払い戻 しとロンドン宛て為替手形(イングランド・ ポンド建て)の振出しを課すべき、としてい るのかが判然としない(表4(iii))。

ソーントンが、アイルランド銀行だけを規 制対象とすることに躊躇した理由は、個人銀 行の発券(貸出し)に対する、アイルランド 銀行の統制力を疑問視していたからである。 ソーントンは次のように述べている。「ダブ リンの紙幣供給(同地では他の銀行紙幣が流 通する)の独占権を有していないアイルラン ド銀行券は、イングランド銀行が同国の流通 を制限するのと同じ能力をもっていない。ま たアイルランドの現状では、アイルランド銀 行紙幣の制限は、同行が断念した利益を(完 全なる競合機関である)他の個人銀行に譲る 以外の効果はほとんどない」⁶⁴⁾と。ここか ら明らかなことは、ソーントンがイングラン ドとアイルランドの銀行制度の違いを重視し. アイルランド銀行だけの規制では十分な効果 が期待できないと考えていた可能性が高いこ とである。イングランド銀行とアイルランド 銀行は、その設立の経緯、他の個人銀行に対

する特権的な地位, 政府との関係など多くの 点で類似しているが、重大な相違点もあった。 それは、他の諸銀行の発券に対する影響力で ある。イングランド銀行には、同国の個人銀 行や地方銀行の発券量を管理する能力があっ たのに対して、アイルランド銀行はそうでは なかった。当時、アイルランドの個人銀行や 地方銀行がアイルランド銀行に残高をもっ ていた記録はなく65). 同国通貨の総流通量を 管理しうるような. いわゆる中央銀行的な 機関は存在していなかったのである⁶⁶⁾。した がって、かりにアイルランド銀行だけに規制 をかけた場合、その縮小した空隙を個人銀行 券が埋めてしまう可能性があり、それをソー ントンは危惧している。もっとも別の個所の マニュスクリプトには.「アイルランド銀行 紙幣の消失によって生じた空隙は…〔中略〕 …ダブリンの個人銀行の比例的な発券増加 によって埋められることはないかもしれない」⁶⁷⁾ として、自身の危惧が杞憂に終わるかもしれ ないとの思いを率直に吐露しているけれども. 文脈全体としては、アイルランド銀行だけを 対象とする施策への懸念が強く現れている。

しかしながら、ソーントンはそうした懸念 を抱いていたにもかかわらず、上記(1)の①② と同様の施策を、アイルランドのすべての銀 行に課すべきとの明確な立場を取らなかった。 この点は(3)に関わっている。ソーントンは① ②の為替安定化効果を大筋で認めつつも、と くに②に言及して逡巡している。 ソーントン は、義務にせよ自主協定にせよ、「すべての ダブリンの銀行がそのロンドン宛て手形を与 える」68)ことが有効だとするが、実際の政 策の適用については、アイルランド銀行とダ ブリンの個人銀行の双方が②を行うべきなの か、それともアイルランド銀行だけが②を行 うべきなのか、この2つの間で揺れ動いてい るのである。後者の場合、個人銀行はアイル ランド銀行券だけを準備として保有すればよ いと想定されている。この2つの選択肢に対

して、ソーントンは立場を明確にしていな い⁶⁹⁾。

前述のとおり、ソーントンは、アイルラン ド銀行だけでなく個人銀行を含むすべての 銀行に②を課すことの政策効果を認めてい た。それにもかかわらず、どのような理由か らソーントンがその適用に留保を付したのか。 この問題は、『キング評注』の記述が断片的 であるため、判断が難しい。けれども、政策 の影響をめぐる文脈に「アイルランドの諸銀 行にイングランド銀行券の一定量を保有する 必要性をもたらすであろう | 70) との記述が あるところをみると、その適用の留保は、準 備金(為替安定資金)の入手可能性を考慮し たものであったと考えることができるかもし れない。為替安定資金の入手・維持は、アイ ルランド銀行にとっても容易に解決すること が難しい問題とされてきたし、上院議会での キングへの反論はそれが根拠のひとつになっ てきたからである。つまり、個人銀行もロン ドン宛て為替を振出すよう義務づけられた場 合. 彼らもロンドン・バランスを保有しなけ ればならず、その困難は比較的容易に推測で きるからである。こうした推測の適否の検証 は、本稿の考察の範囲を超えるかもしれない。 しかしこの時点で、ソーントンがアイルラン ド銀行券以外の流通手段に注目していたこと. したがって個人銀行(あるいは代用貨幣を発 行する発券業者) への何らかの統制を必要と する明確な根拠をもっていたことは、少なく とも認められてよいであろう。

さて、これまでの考察からいいうることは、キングとソーントンが共通の政策論的立場にあるようにみえるものの、それは限定的ないし部分的なものにすぎないことである。両者の共通点は、①の施策を主張したことだけであり、本節での考察はむしろその相違点を印象づけるものとなっている(表5)。以上のとおり、『キング評注』におけるソーントンの思考の軌跡は、キングを大きく超えて、政

= c	M. M. L.M.	(『よこ, 分詞(注』)	とキングの政策論の比較
表り	ソーントン	(『キンソ評注』)	とキングの政策論の比較

政策の種類	イングランド銀行券	ロンドン宛て為替	イングランド銀行券	ロンドン宛て為替
規制の対象	での払戻し義務化	の振出し	での払戻し義務化	の振出し
	Thornton (1804)		King (1804)	
アイルランド銀行	0	0	0	×
ダブリンの個人銀行	△ (留保)	△(留保)	×	×

(出所) King (1804) およびThornton (1804) より筆者作成。

策の実施要件やその影響に関わる重要な論点 を示唆するものであった。

5 アイルランド為替問題と政策論の継承

『キング評注』の存在は、アイルランド通 貨委員会の証人審問が行われているさなか. ソーントンが『考察』第2版を読んでいた事 実を示すものであり(図1), また、彼がキ ングの施策の政策効果に同意を与えていたこ とを示唆している。その政策提言――アイル ランド銀行のイングランド銀行券での払い戻 し義務化――は、キング、ソーントン、アイ ルランド通貨委員会の3者に共通して確認で きるものであった。この点だけを捉えて、3 者を時系列で並べれば、たしかにキングから ソーントンへ、さらにアイルランド通貨委員 会へと流れる継承関係をみることができるか もしれない。しかしながら、これについては いくつかの点で留保をつけざるをえない。こ れまでの考察が示しているように、キングか らソーントンへの、あるいはキングからアイ ルランド通貨委員会への政策論の継承につい ては、それぞれの間に類似点よりも相違点が 多く確認できるからである。そこで以下では. 『アイルランド通貨報告』の政策論を再度要 約したうえで、キングとソーントンの政策論 が、どのようにそこに流れ込み、また流れ込 まなかったのか、を整理してみよう。

『アイルランド通貨報告』の実践的な政策 論は、およそ次のような4つの内容からなっ

ていた。まず為替相場に影響を与える直接的 方法として. (1)アイルランド銀行にイング ランド銀行券での払い戻しを義務づけるこ と、また(2)アイルランド銀行に同行銀行券と 交換にロンドン宛て為替手形を振出させるこ と、である。いずれもアイルランド通貨とイ ングランド通貨の交換を意味し、それを通じ て、市場相場を適正相場(あるいは平価)に 誘導することが可能となる。ただし、このよ うな施策の実施には、アイルランド銀行にイ ングランド銀行券での支払能力が備わってい なければならない。この準備金(為替安定資 金) の必要性は、アイルランド銀行の貸出 し(発券)にも一定の規律を与えるであろう。 『アイルランド通貨報告』には、その(3)為替 安定資金を維持・管理する具体的方法が挿入 されている。さらにアイルランド通貨全般の 減価を是正するには、アイルランド銀行だけ でなく個人銀行の発券も抑えなければならな い。そのため、(4)個人銀行券や代用貨幣の発 行を抑制する法整備も同時に勧告されている。 (1)および(2)は為替安定化の直接的方法であり、 (3)はそれを実践するための要件と考えること ができる。そして(4)は(1)と(2)を補完するため の政策手段と位置づけることができよう。

キングの提案した施策は、上記の(1)だけであり、その実践のための要件(3)はほとんど考慮されていなかった。これまでの諸節で明らかにされたように、為替相場を持続的に安定させる実践的な制度的枠組みがキングには欠如しており、アイルランドの銀行制度の特徴

追加統計資料 『アイルラン ド通貨報告』 6 月 13 目 ンーントンなど) \odot 5月16日 龍言錄 5月14日 統計資料 キング、 5月9日 アイルランド通貨委員会, 証人審問 終了 [3月20-21日] アーヴィング 証言録 (1) 5月4日 の証言 マンスフィー ルドの証言② [3月19日] (3) ソーントン『キング評注』 Thornton (1804) [4]] (議会討議, ルドの語言① マンスフィー King (1804) [3月 20 日付] [3月8日] キング『考察』第2版 アイルランド為替問題をめぐる各種の関係図 極計 3月5日← 3 月 5 日 3月6日 証人審問 1804年 開始 アイルランド 通貨委員会 3月2日 1804年 3月2日 政策の再述 King (1803) [5月 20 日付] 2月13日7 キング『考察』初版 2月20日 1804年 5月3日 5 調査委員会 $1803 \, \oplus$ 統計資料 証言録 報告書 5 A 繼 虚 × Pamphlets Manuscript 上院議会 下院議会 Public Notes (継 149

アイルランド為替に関する議会討議,アイルランド通貨委員会の活動,キング,ソーントンだけに限定した。日付のみの項目はアイルラン ド為替に関する議会討議を示すが,為替問題に関連する討議であっても,形式的なもの,あるいは異議なく動議が可決された比較的重要性の低いものは割愛した。 ここに掲げた各種影響の関係は, (洪)

を踏まえた包括的な政策提言も不十分であった。これは、キングとアイルランド通貨委員会の政策論に、大きな相違があることを意味する。キングが意図したことは、為替上昇を引き起こした根本原因の除去だけであったからである。言い換えれば、素朴な政策提言にとどまるものであったからである。

一方. ソーントンは(1)だけでなく. おそら く証人審問での情報を得て(2)を有効な施策と 考えていたこと、また(3)をも重視していた可 能性が高い。為替安定資金の確保に関する具 体的方法---証人審問でアーヴィングが示唆 したロンドン・バランスの設置方法――は『キ ング評注』では確認できないけれども、その 必要性への言及があるからである。またソー ントンは、アイルランドでは個人銀行を統制 しうる. いわゆる中央銀行的機関が不在であ るため、アイルランド銀行だけの規制に懸念 を抱いていた。たとえ(1)と(2)の実施によって アイルランド銀行券の縮小が可能になったと しても、個人銀行券の増加がそれを無効化す ることを懸念していたのである。もっとも ソーントンの場合、個人銀行券を規制する方 法については逡巡しているけれども、しかし 彼の断片的なマニュスクリプトには、(4)へと 繋がる思考の素地を見出すことができるであ ろう。

このように、ソーントンの『キング評注』には、『アイルランド通貨報告』の政策論を特徴づける重要な論点がすでに現れており、したがって両者には継承関係の存在が予想される。これは、『アイルランド通貨報告』の政策論にキングからの強い影響が確認できないことと対照的である。先行研究は、アイルランド通貨委員会の為替変動をめぐる理論的な分析に対して「ソーントンの見解を確実に反映するものであった」⁷¹⁾と推定してきたが、これまでの本稿の検証結果は、それが政策論にも当てはまることを裏づけている。

6 おわりに

キング、ソーントン、アイルランド通貨委 員会は、一見したところ、共通の政策論的立 場にあるようにみえるものの、キングと後続 の2者の間には、大きな隔たりがある。それ は、独自の立案とみなされるアイルランド通 貨委員会の政策論との間に、キングには断絶 が. ソーントンには継承の関係がみてとれる からである。その独自の政策立案とは. (a) アイルランド銀行がロンドン宛て為替(イン グランド・ポンド建て)を適正相場(あるい は市場相場より低い価格)で振出すという為 替操作の方法であり、これはアイルランド通 貨委員会の証人審問で得られた情報が基礎に なったと推定される。また(b) 為替安定資 金として、アイルランド大蔵省のロンドン・ バランスをアイルランド銀行に利用させるこ とや、アイルランド銀行への国庫手形発行権 の条件付き移譲という勧告も、前史がない という点でユニークなものである⁷²⁾。これに より維持・管理される為替安定資金の存在は、 政策実施の可否に関わる要件であった。さら に(c)個人銀行券・代用貨幣の発行抑制を 含むアイルランドの総流通手段の統制策が勧 告案に盛り込まれており、これも同委員会の 政策論にみてとれる特徴といってよいであろ う。

これらはいずれも、キングには確認できない政策内容である。しかし、ソーントンの『キング評注』には(a)の施策が示されている。『キング評注』に(b)の具体的方法は直接確認できないけれども、少なくとも、為替安定資金の必要性は確実に認識されており、またアイルランドが(c)のような規制を必要とすることも理解されていた。アイルランド銀行がイングランド銀行とは異なり、個人銀行に対する統制力を欠いていたことを、ソーントンはすでに把握していたからである。つまりソーントンには、アイルランド通貨委員会の

独自の政策論に類似するものが、断片的とはいえ、数多く確認できるのである。

本稿の検証結果をまとめよう。第1に、キングとソーントンとの間に政策論史上の強い継承関係が確認できないこと、第2に、キングとアイルランド通貨委員会との間にも同じことがいえること、第3に、ソーントンの断片的な記述は、『アイルランド通貨報告』の為替安定化案へと繋がる重要な論点を含んでおり、ソーントンとアイルランド通貨委員会の間には継承関係の存在が予想されるこ

と、これである。これまで一部の先行研究は、ソーントンが『アイルランド通貨報告』の起草に責任を負っていたと推定してきたが⁷³⁾、『キング評注』におけるソーントンの思考の軌跡は、それを傍証する。フェターは、アイルランド通貨委員会の理論的な分析に対して「ソーントンの見解を確実に反映するものであった」⁷⁴⁾と推定したが、その評言は、同委員会の実践的な政策論にもそのまま当てはまるものである。

[注]

- 1) 当時イングランドとアイルランドは、同じ 貨幣呼称(ポンド、シリング、ペンス)を 用いていたがそれらは等価ではなく、為替 平価は100イングランド・ポンド=108 まア イルランド・ポンドであった(E.ポンド:I.ポ ンド=12:13)。両国の為替相場の建て方は、 慣例的に100イングランド・ポンドと交換さ れるアイルランド・ポンドの、100を超える 端数で表現されていた(打歩建て)。つまり、 為替平価は8まと表現される。アイルラン ドカ替の上昇とは、この端数(イングラン ド・ポンドの打歩)が大きくなることであり、 アイルランド通貨の、イングランド通貨に 対する減価を意味する。
- 2) クラッパムは、アイルランド通貨委員会が 1804年に提出した統計資料に言及した後、「報告書〔アイルランド通貨報告〕は1826年 まで印刷されなかった」(Clapham (1944)、 Vol.2、p.23n、訳書(II)、26ページ)として いるが、これは誤りである。〔〕内は引用 者が補ったものであり、以下同様。
- 3) Macleod (1856), p.139, Fetter (1955), p.5, Boyle and Geary (2004), p.107など。
- 4)『アイルランド通貨報告』の政策論史上の独自の意義については、山倉(2012)を参照されたい。
- 5)『アイルランド通貨報告』の提出以前に、キ

- ングの施策の為替安定効果を認めたていたのはソーントンだけではない。ホーナーはキング『考察』初版への書評でその施策の効果に同意しており(Horner, 1803)、パーネル『所見』も同様である(Parnell, 1804)。ただし、ホーナーとパーネルはこの時点で議員に選出されておらず、アイルランド為替問題をめぐる議会討議には参加していない。本稿で両者を取り上げていないのはそのためである。
- 6) 『キング評注』に言及したものとして、フェターがある (Fetter (1955)、p.40)。フェターは、アイルランド銀行の個人銀行券の流通に対する統制力をめぐって『キング評注』を引用しており、この点はアイルランド通貨委員会の政策論にも関連するけれども、当該部分のフェターの記述は数行にとどまっている。また奥田 (1990) にも、『キング評注』への言及が若干ある。その注釈部分でキングとソーントンの異同にふれているが (奥田 (1990)、37ページ)、同稿はホーナーの通貨論の解明を目的としており、その取り扱いや問題意識も本稿とは異なるものである。
- 7) アイルランドにおける銀行制限条例の成立 の経緯については、山倉(2009) の検討が ある。

- 8) Cobbett, Vol.3, pp.1283-1291.
- 9) Cobbett, Vol.3, p.1552ff.
- 10) 1803年末にはロンドン宛てダブリン為替相場の上昇はさらに顕著となったため、1804年に入ると、より本格的な論争が舞台を下院議会に移して行われることになった。この為替問題は、下院ではある政治的問題とも絡んで錯綜し(後掲の注38を参照)、上院よりもはるかに大きな論議をよんだ(Fetter (1955)、p.27ff.)。1804年3月2日、下院は特別調査委員会(アイルランド通貨委員会)を任命し、為替問題の原因調査と対策の検討を付託した。
- 11) Fetter (1980), p.89.
- 12) Cobbett, Vol.3, pp.1552-1553. なお1803年5月3日の上院議会討議の議事録は、キングの演説内容を次のように伝えている。「彼〔キング〕は、延長法案にある付帯条項を付け加えることを提案するという企てをもっていた。…〔中略〕…〔修正法案の可決後〕6か月経ってから、アイルランド銀行理事たちにイングランド銀行券で支払うことを義務づけるというものである。これは、アイルランド銀行を、ある程度まで正貨支払い停止以前のイングランドと同じ状況に置く効果をもつだろう。彼〔キング〕はそうした統制がまったく害悪を伴わないことを主張した。」Cobbett, Vol.3, p.1553.
- 13) Cobbett, Vol.3, pp.1553-1554.
- 14) Cobbett, Vol.3, pp.1553-1554.
- 15)「彼〔キング〕は実質為替と名目為替の違いを指摘し、さらに彼は、実際の貿易差額は有利な状態にあると考えられるのだから、後者は一般に考えられているよりも、はるかにアイルランドに不利となっていると論じた。」(Cobbett, Vol.3, p.1572) この時点でキングは、後続の『アイルランド通貨報告』(1804年)や『地金報告』(1810年)、さらにこの間に刊行された public pamphlets (たとえば Foster (1804) など)と同様の名目

- 為替論の立場から、為替問題に接近していたことが確認できよう。
- 16) アイルランド為替論争における名目為替論 の形成については、山倉(2011)を参照さ れたい。
- 17) Cobbett, Vol.3, p.1572.
- 18) Cobbett, Vol.3, pp.1573-1575.
- 19) Cobbett, Vol.3, p.1573.
- 20) Cobbett, Vol.3, p.1573.
- 21) Cobbett, Vol.3, p.1573.
- 22) Cobbett, Vol.3, p.1572.
- 23) Cobbett, Vol.3, pp.1572-1573.
- 24) Cobbett, Vol.3, p.1573.
- 25) *Hansard*, Vol.1, pp.662-663, および*JHC*, Vol.59, pp.129-130.
- 26) Hansard, Vol.1, p.700.
- 27) Hansard, Vol.1, p.700.
- 28) Hansard, Vol.1, p.717.
- 29) Hansard, Vol.1, p.717.
- 30) King (1803), p.17.
- 31) King (1803), p.56.
- 32) King (1804), p.19, p.73.
- 33) このキングの新提案も、ホークスベリ卿 (Lord Hawkesbury) らからの批判を浴 び、議会で受け入れられることはなかった。 *Hansard*, Vol.1, pp.717-718.
- 34) キングの銀行券に関する理論的な見解を, 主に『考察』第2版を中心に検討したものに, 渡辺(1971)がある。しかしアイルランド 為替に関する政策論は,そこでほとんど取 り上げられていない。
- 35) ここではアイルランド為替に関するものだけに言及している。『考察』ではイングランド銀行の制限条例について大きく紙幅が割かれており、第2版ではその内容も補強されている。
- 36) 1803年12月, イングランドの銀行制限条例 は最終的な講和条約締結の6か月後まで延 長されることが正式に決定しており (*JHC*, Vol.59, p.53, 44 Geo Ⅲ, c.1), アイルランド

銀行だけが正貨支払いを再開することは非 現実的であった。

- 37) King (1804), p.79.
- 38) ある政治的問題とは、ハミルトンが告発したアイルランド大蔵省高官による、俸給不正受給問題である。本来アイルランド・ポンドで受け取るべき俸給を平価でイングランド・ポンドに換えて受領したとされる(Fetter (1955), pp.27-28)。
- 39) *Hansard*, Vol.1, pp.662-663, および*JHC*, Vol.59, pp.129-130.
- 40) 山倉 (2012), 77-80ページ。
- 41) Hansard, Vol.1, p.1090.
- 42) 議会討議では (キング『考察』第 2 版でも), スコットランドの諸勅許銀行への言及が確認できるが、アイルランド通貨委員会の証 人審問で明らかにされたような為替安定化の方法については、いっさい説明されていない。*Hansard*, Vol.1, p.700, およびKing (1804), p.74.
- 43) ICEC (1804), Minutes of Evidence(1), pp.19-21 (pp.23-25), Minutes of Evidence(2), pp.51-54 (pp.55-58). なお() 内のページは、報告書や統計資料を含む全体の通しページである。以下同様。
- 44) ICEC (1804), Minutes of Evidence(1), p.20 (p.24). 1760年代までスコットランドの勅 計銀行の紙券には、一覧払いを留保する、いわゆる「選択条項」が付されていた。現 金不足のさいには、法定利子を支払う代わりに一覧後6か月まで支払いを猶予できる権利が、銀行側に与えられていたのである。そうした事情もあり同国の通貨には一種の減価が生じ、当時スコットランドではロンドンとの為替関係に不利な状況が生じていたとされる (Feavearyear (1963 [1931]), pp.173-174、 訳書、189-190ページ)。当時のロンドン-エジンバラ間の為替相場の低下については、スコットランドの銀行券のいわゆる「選択条項」の廃止がどのように

- 影響したかを含め、慎重な検証が必要であ ろう。
- 45) ICEC (1804), *Minutes of Evidence*(2), pp.58-62 (pp.62-66), pp.63-68 (pp.67-72).
- 46) ICEC (1804), *Minutes of Evidence*(2), pp.60-61 (pp.64-65).
- 47) ICEC (1804), Minutes of Evidence(2), p.64 (p.68).
- 48) ICEC (1804), *Report*, pp.17-18 (pp.277-278).
- 49) たとえば1804年3月5日のキングの上院議 会演説 (*Hansard*, Vol.1, p.700)。
- 50) 山倉 (2012)、89-92ページ。
- 51) アイルランド通貨委員会も、個人銀行券の 正確な流通量のデータは入手できず、発 券業者の登録数および発券に伴う印紙税 納入額(小額券は含まれない)などを提 示するにとどまっている。ICEC (1804)、 Appendix to Minutes、Appendix H, p.37 (p.195)、Appendix N, pp.48-49 (pp.206-207).
- 52) ICEC (1804), *Report*, pp.15-18 (pp.275-278).
- 53) 例外として、ボーズのパンフレットがある。しかしボーズは、アイルランド銀行擁護の立場であり、アイルランドの対外送金残高が逆調だったことに為替上昇の原因を求めている(いわゆる実質為替論)。したがって、ボーズは処方策として貿易収支の改善(輸出促進・輸入抑制)を主張するが、同時に、アイルランド銀行がロンドン・バランスを保有し、それを為替相場の是正に利用することも有効だとしている(Boase (1804)、p.40)。ボーズのパンフレットは1804年2月28日の日付をもっているが(Boase (1804)、p.50)、その政策論が、議会ないしアイルランド通貨委員会の活動に影響したかは不明である。
- 54) Thornton (1939 [1802]) への収載にあた

り活字に起こされている。このマニュスク リプト(『キング評注』) はロンドン大学ゴー ルドスミス図書館所蔵のものであり、キン グ『考察』第2版に書き込まれたものである。 一部はその余白に、また一部は別の紙片に 書かれており、ハイエクは、それをソーン トンのものと推定する理由を次のように述 べている。「〔キング『考察』の〕タイトル ページ上部には, 「ジェームス A. マコノキー (James A. Maconochie) 1805年」と記され、 またタイトル下部には「この手書きの注釈 は、ヘンリー・ソーントンEsq. M.P.による」 と記されている。タイトルページ裏面には, 同じ筆跡で「ヘンリー・ソーントン自身の 手書き注釈をもつこの印刷物は、彼によっ てスコット・モンクリフ (Scott Moncrieff) 氏宛に送られ、さらに同氏から私へと譲ら れたものである。J. A. M.」と補足されてい る。ヘンリー・ソーントンの日記によれば、 彼はスコット・モンクリフ氏と交流をもっ ていたようであり、また同書余白の注釈は、 少なくともソーントンの筆跡に似ている部 分があるので、〔その手書きの注釈を〕ソー ントンのものであるとすることの正当性に は、疑問の余地はないと思われる。」(Havek (1939b), p.312.)

- 55) Hayek (1939a), p.52. ただしその時期が 4 月の前半なのか後半なのか, あるいは執筆 開始時なのか執筆後なのかは不明である。
- 56) Hansard, Vol.1, p.1090.
- 57) フェターは「ソーントンが委員会の活動において重要な役割を担い、少なくとも報告書には責任を負っていた状況証拠がある」としている (Fetter (1980), pp.89-90)。フェターによれば、アイルランド通貨委員会の証人審問での質問内容が1797年の下院特別委員会でのソーントンの証言 (Thornton (1939 [1802])、Appendix I、pp.277-310)と類似していること、また当時ホーナーが残した書簡の内容 (後に『ホーナー文書』

- に収録, Horner (1994), pp.328-329) が, その証拠であるという (Fetter (1955), pp.30-31, 31n.)。
- 58) 当時の下院特別委員会制度には不明な点も 多い。木下(1994)は、主にブリテンの国 政調査制度に関心を寄せたものであるが、 そこでは、下院特別委員会の議事手続きや その制度史的考察をみることができる。
- 59) King (1804), pp.60-86.
- 60) Thornton (1804), pp.319-320.
- 61) Hansard, Vol.1, p.1090.
- 62) 前掲の注45) を参照。
- 63) Thornton (1804), pp.319-320.
- 64) Thornton (1804), p.319. なおここでいう「断念した利益」とは、過剰発行によって得られたであろうアイルランド銀行の利益のことであり、キングが公衆に対する悪質な課税と評したものである (King (1804), p.70.)。
- 65) Fetter (1955), p.12.
- 66) すでにソーントンは、1804年2月13日の下院議会において、イングランドとアイルランドのこうした銀行制度の相違に言及し、アイルランドでは個人銀行券の流通を規制する必要性を指摘している(Hansard、Vol.1、p.1090)。なおペティ(Henry Petty)も、ダブリンの個人銀行が巨額の紙券を発行し、アイルランド銀行にそれを統制する能力がまったくないことを主張している(Hansard、Vol.1、p.1088)。これは、同日に行われたソーントンの演説に先立つものである。
- 67) Thornton (1804), p.320.
- 68) Thornton (1804), p.319.
- 69) Thornton (1804), p.320.
- 70) Thornton (1804), p.319.
- 71) Fetter (1965), p.39.
- 72) 前掲の注53) を参照。
- 73) Fetter (1980), pp.89-90.
- 74) Fetter (1965), p.39.

[引用文献]

- 1. 研究書/論文
- Boase, H. (1804), A Letter to the Right Hon. Lord King, in Defence of the Conduct of the Directors of the Bank of England and Ireland, whom His Lordship (In a Publication entitled, "Thought on the Restriction of Payments in Specie,"&c.&c.) Accuses of Abuse of their Privilege. With Remarks on the Cause of the Great Rise of the Exchange between Dublin and London, and the Means of Equalizing it, W. Bulmer and Co. Cleveland-Row, for G. and W. Nicol, Pall-Mall, London.
- Boyle, G. E. and P. T. Geary (2004), "The Irish Currency Report of 1804," *Central Bank of Ireland Quarterly Bulletin*, Spring, pp.107-127.
- Clapham, J. (1944), *The Bank of England: A History*, 2vols. Cambridge University Press. 英国金融 史研究会訳『イングランド銀行―その歴史―』(I)(II)ダイヤモンド社, 1970年。
- Feavearyear, A. (1963 [1931]), *The Pound Sterling: A History of English Money*, Second edition, revised by E. Victor Morgan, Oxford University Press. 一ノ瀬篤・川合研・中島将隆訳『ポンド・スターリング―イギリス貨幣史―』新評論, 1984年。
- Fetter, F. W. (1955), The Irish Pound 1797-1826: A Reprint of the Committee of 1804 of the British House of Commons on the Condition of the Irish Currency, with Selections from the Minutes of Evidence presented to the Committee, and an Introduction by Frank Whitson Fetter, George Allen and Unwin Ltd., London.
- ——— (1965), Development of British Monetary Orthodoxy: 1797-1875, Harvard University Press, Cambridge, Mass.
- ———— (1980), The Economist in Parliament: 1780-1868, Duke University Press, Durham, North Carolina.
- Foster, J. L. (1804), An Essay on the Principle of Commercial Exchanges, and More Particularly of the Exchange between Great Britain and Ireland: with an Inquiry into the Practical Effects of the Bank Restrictions, J. Hatchard, London.
- Hayek, F. A. (1939a), "Introduction," in Thornton (1939 [1802]), pp.11-63.
- ———— (1939b), "Note to Appendix II: Manuscript Notes on Lord King's Thoughts on the Effects of the Bank Restriction," in Thornton (1939 [1802]), p.312.
- Horner, F. (1803), "Lord King's Thoughts on the Restriction of Payments in Specie at the Banks of England and Ireland, by Lord King," *The Edinburgh Review, or Critical Journal*, July No.4, Art. XI, (in Vol.2, 4th edition, pp.402-421, 1806).
- ———— (1994), The Horner Papers: Selections from the Letters and Miscellaneous Writings of Francis Horner, M.P. 1795-1817, Edinburgh University Press.
- Irish Currency/Exchange Committee [ICEC] (1804), Report from the Committee on the Circulating Paper, the Specie, and the Current Coin of Ireland, and also, on the Exchange between that Part of the United Kingdom and Great Britain; &c. &c. &c., Ordered to be printed 13 June 1804.
- King, P. (Lord) (1803), Thoughts on the Restriction of Payments in Specie at the Banks of England and Ireland, Cadell and Davies, and J. Debrett, London.

- ———— (1804), *Thoughts on the Effects of the Bank Restrictions*, Second edition enlarged, including Some Remarks on the Coinage, Cadell and Davies, and J. Debrett, London.
- Macleod, H. D. (1856), The Theory and Practice of Banking: with the Elementary Principles of Currency, Prices, Credit and Exchanges, Vol.II, Longman, Brown, Green and Longmans, London.
- Parnell, H. (1804), Observations upon the State of Currency in Ireland, and upon the Course of Exchange between Dublin and London. [First edition] M. N. Mahon, Dublin.
- Thornton, H. (1802), An Enquiry into the Nature and Effects of the Paper Credit of Great Britain. J. Hatchard, London. 渡辺佐平・杉本俊朗訳『紙券信用論』実業之日本社、1948年。
- ——— (1804), "Manuscript Notes to Lord King's Thoughts on the Effects of the Bank Restriction," in Thornton (1939 [1802]), Appendix II, pp.311-322.
- 奥田 聡(1990), 「フランシス・ホーナーの通貨論」『経済研究』(大阪府立大学)第35巻第3号。
- 木下和朗 (1994),「イギリス庶民院における調査委員会制度(1)―国政調査権に関する制度考察―」『北 大法学論集』第44巻第5号。
- 山倉和紀 (2009),「アイルランドにおける銀行制限条例の成立―銀行券流通と金貨流通の併存問題に むけて―」『商学集志』第78巻第4号。
- ------ (2011), 「J. L. フォスターとアイルランド為替問題—外国為替理論の史的展開—」『商学集志』 第80巻第4号。
- ----- (2012),「『アイルランド通貨報告』と為替安定化構想」『商学研究』(日本大学)第28号。
- 渡辺佐平 (1971), 「キング卿の紙券減価論」『経済志林』第38巻第3・4合併号 (後に渡辺 (1984) 『地金論争・通貨論争の研究』法政大学出版局に再録)。

2. 議会資料

- Cobbett's Annual Register, Vol.3, From January to June, 1803.
- Hansard's Parliamentary Debates from the year 1803 to present time (First Series), Vol.1, 22nd November 1803-29th March 1804.
- Hansard's Parliamentary Debates from the year 1803 to present time (First Series), Vol.2, 5th April 1804-31st July 1804.
- Journals of the House of Commons [JHC], Vol. 59, 22nd November 1803-27th November 1804.
- †アイルランド通貨委員会が下院議会に提出した, 証言録 (Minutes of Evidence), 統計資料 (Appendix to Minutes) は,報告書 (Report) とともにIrish Currency/Exchange Committee [ICEC] (1804) として「1. 研究書/論文」に掲載。

(Abstract)

British Parliamentary debates over the depreciation of the Irish exchange during the early 19th century led to the publication of the *Irish Exchange Report* in 1804, and the formation of policy designed to achieve exchange rate stabilization. This paper clarifies an aspect of the policy development for the exchange stabilization at that time, through examination of Thornton's manuscript notes (April 1804) on Lord King's *Thoughts*, which was written during the hearings of witnesses before Parliamentary Committee. This study makes clear the following three points: (1) There is no inheritance relationship in policy development between King and Thornton; (2) Similarly, an inheritance relationship between King and the Irish Committee cannot be confirmed; and (3) Thornton's economic policy includes an important point in the exchange stabilization plan of the *Irish Exchange Report*. Thornton's manuscript note, therefore, is one of circumstantial evidence and suggests that he was responsible for policy development of exchange rate stabilization in the report.

JEL classification numbers: B31, F31.